

国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）
に係る物資協力の実施について

（平成29年5月16日
閣 議 決 定）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第30条第1項の規定に基づき、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成29年度において、国際連合に対し、現在、南スーダン共和国で行われている国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の活動に協力するために必要な物品として、同国において自衛隊施設部隊が使用し、又は保有していた

(1) 重機	19台
(2) 可搬式コンプレッサ	1台
(3) 車両	4台
(4) 居住関連コンテナ	404棟
(5) 発電機	134台
(6) 発電機用燃料タンク	8基
(7) 天幕	67張
(8) 天幕用空調機	99台
(9) 貯水タンク	18基
(10) 浄水装置	3基
(11) 生活雑排水貯水処理システム	1基
(12) その他備品等	

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）は、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務として、同国において2011年7月から活動している。

- 2 我が国は、2012年1月以降、UNMISSに自衛隊施設部隊を派遣し、道路等の維持補修等の国際平和協力業務を実施してきたが、2017年5月末までに、UNMISSにおける当該自衛隊施設部隊の活動を終了することとし、所要の調整を進めてきたところである。

- 3 他方、UNMISSは当該自衛隊施設部隊による活動終了後もその任務を継続することから、道路等の維持補修等に活用するため、今般、国際連合から我が国政府に対し、我が国が保有する重機、車両、居住関連コンテナ等の譲渡要請がなされたものである。